

第3部 海洋に関する施策の取組状況

第3部では、第4期海洋基本計画において、本計画に掲げた施策の実現に向けた工程とその実施状況の点検結果を明らかにし、必要に応じて見直しを行うことにより工程管理を行うこととされていることを受けて、本計画第1部の「海洋に関する施策についての基本的な方針」に規定された項目に即し、「KPI」（当施策がどの程度推進されているかを多角的に評価するための代表的な指標）、「工程表」、「主な取組の現状」、「総合評価」（参与会議での実施状況に対する点検結果）について示します。

1 総合的な海洋の安全保障

（1）海洋の安全保障

「我が国の領海等における国益の確保」のために、我が国を守る一義的な責任は我が国にあるとの認識の下、防衛力や海上法執行能力の強化など必要な施策を推進していく。「国際的な海洋秩序の維持・発展」のために、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値・原則の維持・擁護を各国と協力する形で実現し、繁栄と経済的存立の基盤となる海洋権益を長期的かつ安定的に確保するとともに、我が国にとって有利な国際戦略環境を創出するべく、必要な施策を推進していく。この際、同盟国・同志国等と連携・協力しながら「自由で開かれたインド太平洋」の実現に向けた取組を強く推進していく。これらの取組については、ロシアによるウクライナ侵略によって生じた世界的な不確実性の高まり等も踏まえ、不断の見直しが必要である。

さらに、船舶間及び船陸間の情報通信改善による協調的な安全航行を念頭に自動運航船の実用化等、船舶のDX化の推進や、知床遊覧船事故のような海難等の未然防止を含めた「海上の安全・安心の確保」に係る施策についても、近年その重要性が増してきていることを踏まえて推進していく。加えて、我が国は海洋に由来する自然災害（地震・津波・台風・豪雨・高潮・火山噴火等）が発生しやすい自然条件下にあり、近年その脅威が増大している。こうした自然災害のリスクに備えるため、「海域で発生する自然災害の防災・減災」に係る施策についても推進していく。

【KPI】

- a) 護衛艦等の就役隻数・総隻数（現状：護衛艦隻数 52 隻（令和7年度末）、目標：護衛艦 54 隻・哨戒艦 12 隻就役（おおむね 10 年後））
- b) 巡視船等の就役隻数・総隻数（現状：大型巡視船 81 隻、大型測量船 4 隻、航空機 94 機、無操縦者航空機 5 機（令和7年度末）、目標：大型巡視船 89 隻、大型測量船 4 隻、航空機 105 機、無操縦者航空機 5 隻就役（令和9年度））
- c) 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数（現状：0 件（令和7年度）、目標：0 件（毎年度））
- d) 要救助海難に対する救助率（現状：97%（令和7年）、目標：95%以上（毎年））
- e) 旅客船の船舶海難（人為的要因によるもの）による死者・行方不明者数（現状：0 名（令和7年）、目標：0 名（毎年））

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 我が国の領海等における国益の確保	1)「国家防衛戦略」及び「防衛力整備計画」に基づく防衛力整備					
	2)「海上保安能力強化に関する方針」に基づく海上保安能力の強化					
	3)漁業取締能力の強化					
	4)安全保障分野における人材確保の強化					
	5)国境離島における事態対処能力の強化					
イ 国際的な海洋秩序の維持・発展	1)ビエンチャン・ビジョン2.0（BASEAN防衛協力の指針）による協力 （国際規範の実行に向けた認識共有促進、能力構築支援、防衛装備・技術協力、共同訓練・演習、人材育成・学術交流等）					
	2)拡大ASEAN国防相会議（ADMMプラス）					
	3)他国への海上法執行能力強化への協力					
ウ 海上の安全・安心の確保	1)救助・救急体制の充実・強化					
	2)防災体制の充実・強化					
	3)海の安全情報等の充実強化					
エ 海域で発生する自然災害の防災・減災	海岸事業の推進					
	1)海岸堤防の整備及び耐震化等					
	2)砂浜保全等の優良対策の推進					
	3)高潮浸水想定区域等の指定の推進					
	自然災害の監視に向けた観測網・解析技術・情報共有システムの強化					
	4)海底・海底観測網等の充実・強化					
	5)スーパーコンピュータやAI技術等を活用した解析技術の高度化					
	6)通信・情報共有システムの高度化					

【令和7年度の取組】

ア 我が国の領海等における国益の確保

1)「国家防衛戦略」、「防衛力整備計画」に基づき、「防衛力抜本的強化実現推進本部」において、多次元統合防衛力を抜本的に強化し、防衛力整備を着実に進めた。（防衛省）

1)、2)海上自衛隊と海上保安庁は、平素から共同訓練を行い、技術向上と共同対処能力の強化に取り組んでいる。特に、防衛大臣による海上保安庁の統制要領の策定後は、令和5年5月、同年6月、令和6年10月及び令和8年3月に、当該統制要領に基づき、両機関における情報伝達、現場における対応などを演練・検証し、あらゆる事態に適切に対応できるよう連携強化を図った。（国土交通省、防衛省）

2)「海上保安能力強化に関する方針」に基づき、巡視船等の大幅な増強等のハード面の取組に加え、関係機関との連携強化や人的基盤の強化等のソフト面の取組も推進することにより、海上保安業務の遂行に必要な能力の一層の強化を進めている。令和7年12月には、「海上保安能力強化に関する関係閣僚会議」が開催され、海上保安能力の強化を引き続き進めていくことが確認された。（国土交通省）



令和7年海上保安能力強化に関する関係閣僚会議
（提供：海上保安庁）

・また令和7年度には大型巡視船4隻、航空機1機、無操縦者航空機2機が就役し、226人を増員した。（国土交通省）



令和7年度に就役した
大型巡視船「かんばい」
（提供：海上保安庁）



令和7年度に就役した
大型巡視船「そうや」
（提供：海上保安庁）



令和7年度に就役した
回転翼航空機「かわせみ」
（提供：海上保安庁）

3) 漁業取締本部体制の下で、漁業取締船の漁業取締能力の向上を進めた。海上保安庁との連携の下で、外国漁船等の違法操業への対応能力の向上に努めた。（農林水産省）

4) 海上保安庁では、更なる人材確保のため、若年定年退職を迎える自衛官を対象とした選考採用について、従来までは航空要員（飛行・整備・通信）としてのみ採用していたところ、令和7年度から船員（航海・機関・通信・主計・砲術）及び陸員（船舶技術分野・海洋情報分野）として採用可能とした。（国土交通省）



海上保安庁と水産庁の合同訓練
（提供：海上保安庁）

・海上自衛隊のSNSにより、一般の方に馴染みの少ない航海中の様子や現場の隊員の声など艦艇における業務について情報発信することで、職業としての理解を深めてもらうよう努めた。発信に当たっては若年層への訴求力を高めるため、キャラクターを新たに起用している。また、大学生に対して海上自衛官による講義を行うことにより、海洋安全保障分野の認知向上を図った。（防衛省）

・人材確保の観点から、洋上で活動する艦艇・官公庁船の業務について、可能な限り深く知ってもらうため、SNS等を活用した積極的な広報や船舶の一般公開、大学等との連携・交流を推進した。（農林水産省、国土交通省、防衛省）

5) 警察用船舶・航空機の整備を図った。また、対処用資機材の整備等により、国境離島における事態対処能力を強化した。（警察庁）

イ 国際的な海洋秩序の維持・発展

1)「ビエンチャン・ビジョン 2.0」に基づき、我が国のシーレーンの要衝を占める戦略的に重要な ASEAN 諸国に対して、能力構築支援、共同訓練・演習及び防衛装備・技術協力などの協力を推進した。（防衛省）

2) 拡大 ASEAN 国防相会議（ADMM プラス）において、多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間協力強化の取組を実施した。（防衛省）

2)、3)「自由で開かれた海洋」の維持・発展に向け、防衛当局間では、ADMM プラスのほか西太平洋海軍シンポジウム（WPNS）をはじめとして、二国間・多国間の様々なレベルの安全保障対話・防衛交流を活用して各国との海洋の安全保障に関する協力を強化した。（防衛省）

ウ 海上の安全・安心の確保

1) 迅速かつ的確な海難救助を可能とするため、高性能化を図った巡視船艇・航空機の整備を推進した。（国土交通省）

・救助・救急体制の充実・強化のため、特殊救難隊や全国各地に潜水士、機動救難士を配置するとともに、搜索救助に係る関係機関との調整機能の強化や自衛隊への災害派遣要請を的確に行えるよう、連携の強化を図った。（国土交通省）

・傷病者に対して救急救命処置を行うための専門の資格を有する救急救命士及び応急処置が実施できる救急員を全国各地に配置するとともに、医師等により構成される海上保安庁メディカルコントロール体制のもと、救急救命士及び救急員が行う救急救命処置等の能力向上を図った。（国土交通省）

・緊急通報用電話番号「118 番」及び聴覚や発話に障害を持つ方を対象とした「NET118」の周知・啓発等を実施した。（国土交通省）

・通報者がスマートフォンを使用し、現場の状況を映像でリアルタイムに伝えることができる機能等を有した「Live 118」の運用を令和 7 年 1 月から開始し、海難情報を正確に入手する体制の構築を図った。（国土交通省）

・海難救助能力体制の向上強化のため、民間救助組織とも連携した搜索救助に関する合同訓練のほか、近隣諸国との協議、合同訓練及び机上訓練を定期的実施した。（国土交通省）

聴覚や発話に障がいのある方へ

海上保安庁 JCG NET118

海での事件・事故に関する緊急時の通報は『NET118』をご利用ください。

緊急時の通報 海での事件や事故

通報 出動

NET118は、聴覚や発話に障がいのある方のためのインターネットを使用した緊急時の通報サービスです。携帯電話・スマートフォンを使い、素早く海上保安庁に通報することができます。

ご利用できる方

費用：無料
携帯・スマートフォンの通信料が別途必要です。

聴覚に障がいを持つ方 発話に障がいを持つ方

聴覚や発話に障害を持つ方を対象とした「NET118」（提供：海上保安庁）

2) 南海トラフ地震等の切迫する大規模な地震・津波等の大規模自然災害に備え、国土強靱化及び人命・財産の防護の観点から全国の漁業地域をはじめ沿岸地域の安全を確保するための対策・支援を行った。（農林水産省、国土交通省）

・令和7年7月、トカラ列島近海を震源とする最大震度6弱の地震が7月3日に、最大震度5強の地震が7月5日、6日に発生するなど、活発な地震活動が継続した。海上保安庁では、発災後直ちに巡視船艇・航空機等を発動させ、被害状況の調査を実施するとともに、航行警報及び海の安全情報を発出し、付近航行船舶等への情報提供を実施した。7月3日の夜間には、警察からの要請を受け、巡視船により鹿児島県警の警察官3名を悪石島へ搬送したほか、鹿児島県からの要請を受け、悪石島に着岸した巡視船の船内に島民を受け入れるための休憩所を開設した。（国土交通省）

・令和7年10月に相次いで発生した台風第22号及び第23号は、伊豆諸島の八丈島に接近し、猛烈な風と記録的な大雨による被害をもたらした。海上保安庁では、台風の接近に際し巡視船艇・航空機等を配備させ、被害状況の調査を実施したほか、八丈町において発生した断水への支援として、巡視船による給水支援活動を実施した。（国土交通省）

・令和7年12月8日、青森県東方沖を震源とするマグニチュード7.5の地震が発生し、最大震度6強が観測された。海上保安庁では、直ちに、巡視船艇・航空機を発動させ、被害状況の調査を実施するとともに、航行警報及び海の安全情報を発出し、付近航行船舶等への情報提供を実施した。また、地震発生の翌日には、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表され、政府からの特別な注意の呼びかけが行われたことに伴い、海上保安庁としては、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域を管轄する管区を中心に、巡視船艇・航空機等の即応体制を継続的に確保するとともに、海の安全情報による情報発信、巡視船艇からの周知・呼びかけを行ったほか、港則法に基づく勧告を実施するなど、海事関係者をはじめ、一般市民に対しても広く情報提供を実施した。（国土交通省）

3) 海の安全情報の緊急情報配信メールやホームページ等により台風や発達した低気圧等による荒天に備えた早期の事故防止に係る注意喚起の発出及び安全啓発情報の提供を実施した。（国土交通省）

・令和4年4月に発生した知床遊覧船事故を受けてとりまとめられた「旅客船の総合的な安全・安心対策」を踏まえ、海上運送法等の一部を改正し、令和7年度には、救命いかだ等の旅客船への搭載義務化、安全統括管理者・運航管理者の資格者証制度の創設等、その対策を着実に実施した。（国土交通省）

エ 海域で発生する自然災害の防災・減災

1) 海岸堤防の整備や耐震化、水門等の統廃合や自動化・遠隔操作化等の海岸保全施設等の整備を海岸法に規定する海岸保全基本方針に基づき推進した。（農林水産省、国土交通省）

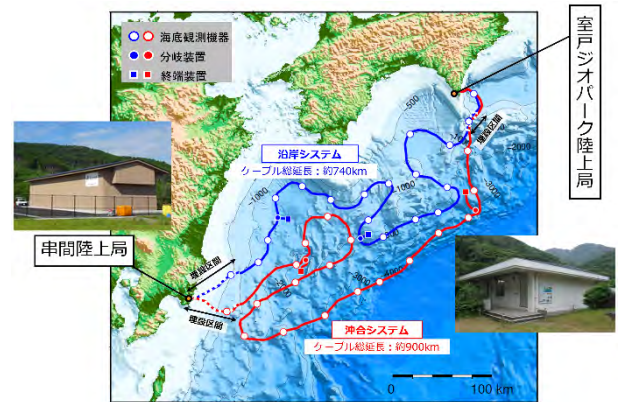
2) 国土保全の観点から、砂浜保全等の侵食対策を海岸法に規定する海岸保全基本方針に基づき推進した。（農林水産省、国土交通省）

3) 想定し得る最大規模の高潮に対する避難体制等の充実・強化を図るため、都道府県の高潮浸水想定区域等の指定等に必要な調査等が推進されるよう支援を行った。（農林水産省、国土交通省）

4) 海域で発生する地震に対する緊急地震速報と津波警報・注意報の発表の迅速化に貢献するため、気象庁に対し S-net と DONET の観測データを引き続き提供するとともに、南海トラフ地震の想定震源域の西側（高知県沖～日向灘）において南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）の構築を進め、沿岸システムの整備完了により沖合システムを含めた N-net 全体の整備を完了し、運用を開始した。（文部科学省）



ケーブル敷設船を用いた南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）のケーブル陸揚げ時の様子
（提供：防災科学技術研究所）

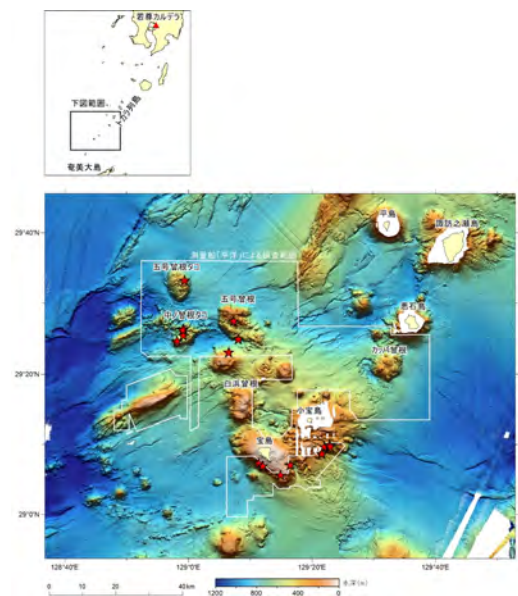


海底に敷設された南海トラフ海底地震津波観測網（N-net）のケーブル配置図
（提供：防災科学技術研究所）

・活発な地震活動が発生していたトカラ列島の悪石島・宝島・小宝島の周辺海域にて、海底地形等の変化を把握するために海底地形調査を実施した。その結果、顕著な地形や噴気の変化は検出されず、広報にて発信した。（国土交通省）

・定常的に実施している海底地殻変動観測に加え、令和7年12月8日に発生した青森県東方沖を震源とする地震後に三陸沖の観測点において臨時の海底地殻変動観測を実施し、地震調査研究推進本部の地震調査委員会に報告した。（国土交通省）

5) 地震・地殻変動の観測について、光ファイバー自体をセンサーとして用いる DAS（分散型音響センシング技術）との長周期観測ノイズを大幅に減少させ、室戸岬の110km 沖合までの連続的で安定した観測を継続して行った。また、データ同化技術を導入した沿岸津波予測手法により、津波警報解除に関わる津波後続波の振幅予測精度を向上させた。（文部科学省）



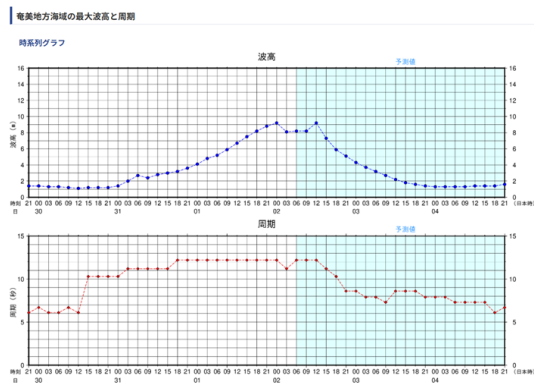
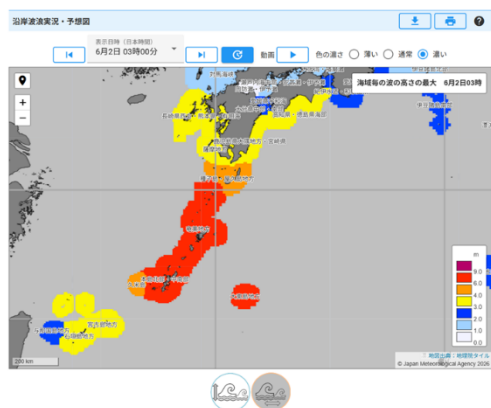
トカラ列島周辺海域における海底地形調査
（提供：海上保安庁）

図中の★は調査で確認された噴気の位置

6) 「我が国の海洋状況把握（MDA）構想（R5.12）」に基づき、関係省庁の密接な情報交換・共有に努めた。（内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

・電子基準点リアルタイム解析システム（REGARD）を運用し、一定規模以上の地震発生時には、発災後 10 分程度で関係機関へ地殻変動や地震規模等の計算結果を提供した。（国土交通省）

・令和8年3月より全国のあらゆる沿岸海域における波の状況が分かる「沿岸波浪実況・予想図」の提供を新たに開始した。（国土交通省）



沿岸波浪実況・予想図の例（提供：気象庁）

（２）海洋の安全保障の強化に貢献する施策

第3期計画に引き続き、安全保障が必ずしも唯一の、又は主たる目的となっていない施策であっても、海洋の安全保障に資する側面を有するものを、海洋の安全保障の強化に貢献する施策と位置づけて取り組んでいく。

ア 経済安全保障に資する取組の推進

- ①海洋資源開発の推進
- ②海上輸送の確保
- ③海洋産業の国際競争力の強化
- ④海洋科学技術の振興

イ 海洋状況把握（MDA）能力の強化

ウ 国境離島の保全・管理

【KPI】

a) 海洋資源の開発（「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」に基づき技術開発を推進）

※令和6年3月22日改定（総合資源エネルギー調査会資源・燃料分科会にて審議決定）

b) レアアース泥の生産技術の開発・実証（現状：水深2,470mからのレアアース泥の解泥・揚泥試験の実施（令和4年度）、目標：水深6,000mからのレアアース泥の採鉱・揚泥の実証試験の実施（令和7年度まで）

c) 海洋状況表示システム「海しる」のアクセス件数、API^{※1}公開項目数、API利用件数（現状：アクセス件数（平均値）：10,900件/日、API公開項目数：96件（令和7年）、API利用件数（平均値）：12,300件/日（令和7年1月～12月）、目標：令和4年の2倍（令和9年まで）

※1 アプリケーションプログラミングインターフェイス。プログラムの機能をその他のプログラムでも利用できるようにするための規約であり、特定の機能を利用することができる。

d) 我が国に寄港する国際基幹航路の輸送力の確保（現状：京浜港 週22万TEU、阪神港 週9万TEU（令和7年度）、目標：京浜港 週27万TEU、阪神港 週10万TEU（令和10年度）

※令和元年度に令和5年度を目標年次とする目標値を設定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により達成が困難となったことなどから、「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会（R5.2設置）」において検討が行われたところ。引き続き輸送力の堅持が必要とされ、令和10年度を目標年次とする目標値を設定した。

e) 訪日クルーズ旅客数・外国クルーズ船の寄港回数・外国クルーズ船の寄港する港湾数（現状：訪日クルーズ旅客数：176.7 万人、外国クルーズ船の寄港回数：2,352 回、外国クルーズ船が寄港する港湾数：93 港（令和 7 年速報値）、目標：訪日クルーズ旅客数：250 万人、外国クルーズ船の寄港回数：2,000 回、外国クルーズ船が寄港する港湾数：100 港（令和 7 年まで）目標：外国クルーズ船等の寄港回数：3,000 回、外国クルーズ船等が寄港する港湾数：150 港、クルーズ旅客の 1 人・1 寄港地あたりの平均消費額を令和 7 年の 1.5 倍（令和 12 年まで）

【海洋開発等重点戦略（※）の主な成果指標】※令和 6 年 4 月 26 日決定

（AUV 戦略の主な成果指標）

- ・令和 7（2025）年度までに AUV の利用実証を 6 件程度実施し、それぞれの技術目標を設定（例：洋上風力発電施設に至る海底電力ケーブルの連続検査（〇〇km のケーブル連続検査））。
- ・令和 9（2027）年度までに洋上風力発電の検査等の実ビジネスにおいて 10 件程度の AUV 事業モデルを構築。
- ・令和 12（2030）年度までに洋上風力発電を始めとした海洋産業、海洋安全保障、海洋環境保全等の様々な場面で、AUV が利活用されることを基準とする。

（海洋状況把握（MDA）及び情報の利活用の推進）

海洋情報の産業分野利活用に関する成果指標として、令和 11（2029）年度までに、海洋における地理空間情報の利活用に関するユーザーコミュニティを構築するとともに、「海しるビジネスプラットフォーム」を開発し、有償情報掲載件数を 20 件とすることで、海洋情報の活用を通じた産業利用の促進につなげる。

衛星データ等を活用した AI 開発について、令和 11（2029）年度までに、海外展開を見据え、表示データの低負荷化等を図ったシステムを開発する。

また、MDA に関する国際社会のニーズを調査した上で、令和 11（2029）年度までに、同盟国・同志国等とのシステムを通じた連携の確立を図る。

（特定離島である南鳥島とその周辺海域の開発の推進）

- 凡例） ●：内閣府海洋事務局・国土交通省・気象庁・国土地理院・環境省・防衛省の取組
○：内閣府科学技術・イノベーション推進事務局及び SIP の取組

〔社会実装検討：プロジェクトの実効性の確保〕

●令和 8（2026）年 3 月まで

内閣府等による南鳥島の利活用支援のための情報収集・調査

○令和 8（2026）年 3 月まで

SIP による社会実装形態案の取りまとめ

●令和 9（2027）年 3 月まで

内閣府等による南鳥島における既存施設・制度等のレビュー

○令和 10（2028）年 3 月まで

SIP によるレアアース生産の社会実装化プランの取りまとめ

〔適用技術の実証：SIP によるレアアース生産に係る試験〕

○令和 8（2026）年 2 月まで

採鉱・揚泥試験 1（採鉱・揚泥に関する適用技術の実証）

○令和8（2026）年4月まで

一次処理試験1（精錬処理等に関する適用技術の実証）

○令和9（2027）年10月まで

採鉱・揚泥試験2（レアアース泥 350t/日規模での採鉱・揚泥の実施）

○令和9（2027）年12月まで

一次処理試験2（レアアース泥 350t/日規模での精錬処理等の実施）

（管轄海域の保全のための国境離島の状況把握）

・特に遠隔・脆弱な国境離島（おおむね 20～30 島）とその周囲の現況地形データ（元地形データ）の取得

→ 令和 10（2028）年度までに、0%→100%

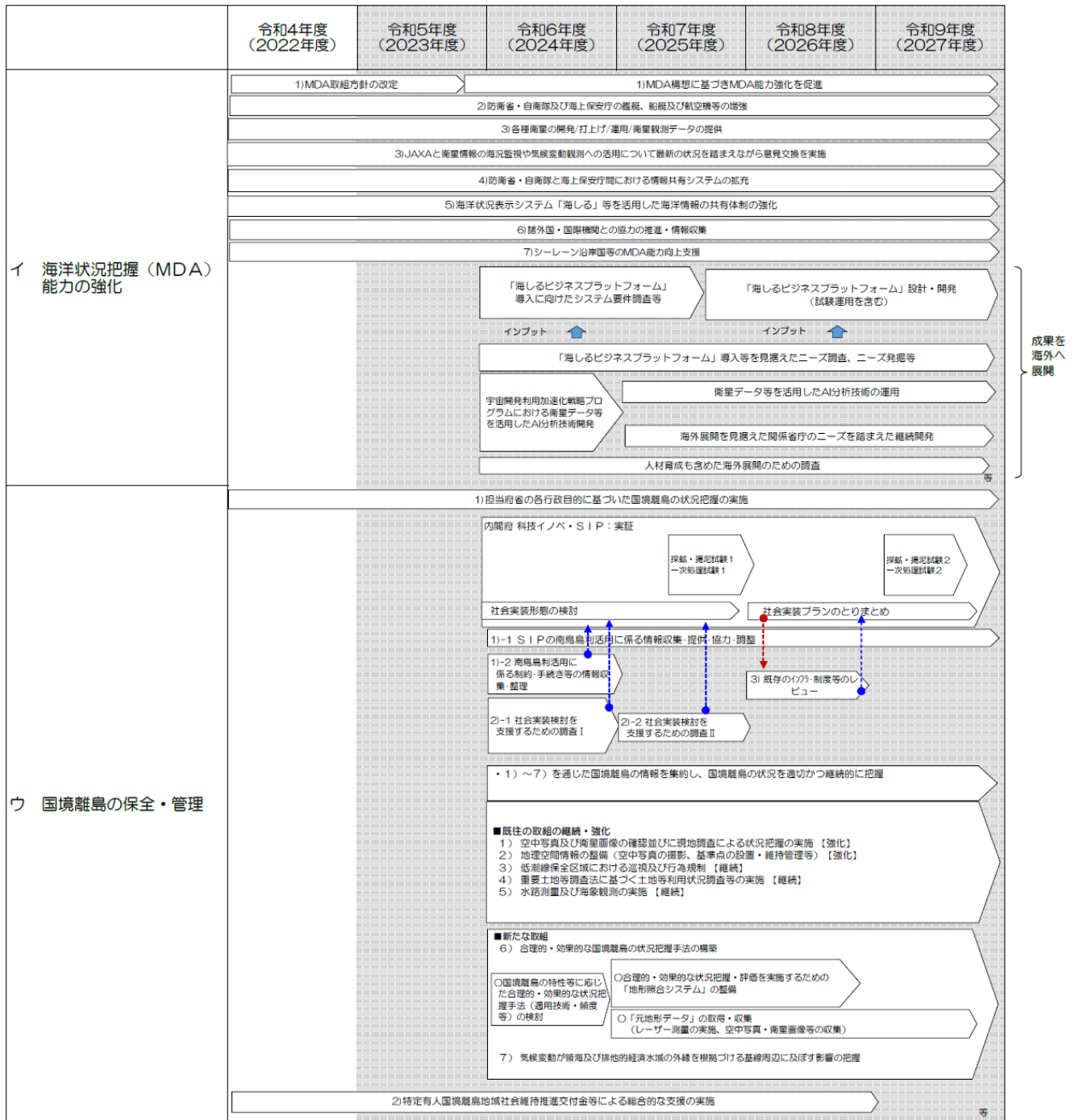
・我が国が現に保全・管理を行っている国境離島 473 島の状況把握に必要な空中写真の撮影等の実施（過去5年以内）

→ 令和 10（2028）年度までに、40%→100%

・合理的・効果的な国境離島の状況把握手法の確立

→ 令和 10（2028）年度までに達成

	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和9年度 (2027年度)
ア 経済安全保障に資する 取組の推進	①海洋資源開発の推進					
	総合的な 検証・評価	海洋エネルギー・鉱物資源 開発計画の策定		海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に基づく資源量調査、環境影響調査、 生産技術開発、経済性の評価		
		第3期SIP「海洋安全保障プラットフォームの構築」によるレアアース泥の開発・実証				
		水深6,000mからのレアアース泥の採鉱・揚泥の実証試験				
		1) CCSの選地開発の推進、事業環境整備の加速化等				
	②海上輸送の確保					
	1) 令和5年3月に改正した「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」に基づき、対外船舶運航事業者等が国土交通大臣の認定を受けた令和5年4月から始まる日本船舶・ 船員確保計画（5か年計画）を着実に実施できるよう、トン数標準税制等の税制措置や日本籍船舶に係る手続き面の改善に向けた検討等を推進					
	2) 内航未来創造プラン等に基づき、内航海運の取引環境の改善、生産性向上や船員の安定的・効果的な確保・育成等に向けた取組を推進					
	内航海運業法 改正(施行R4.4)	自主宣言制度創設	設備改善方策検討等	運賃・燃料料等算出の「標準的な 考え方」策定、周知		
	3) 国際コンテナ戦略港湾において、北米・欧州航路をはじめ、中南米・アフリカ等多方面・多頻度の直航サービスの充実を図るため、「集貨」「創貨」「競争力強化」の 取組を推進					
	③海洋産業の国際競争力の強化					
	1) クルーズ船の寄港促進を通じた、インバウンド需要の取込					
	令和7年までに、「訪日クルーズ旅客数250万人」を目指す。				令和12年までに、「クルーズ旅客の 1人・1寄港地あたりの平均消費額を 令和7年の1.5倍」を目指す。	
	令和7年までに、「外国クルーズ船の寄港回数2,000回超」を目指す。				令和12年までに、「外国クルーズ船等の寄港回数 3,000回」を目指す。	
	令和7年までに、「外国クルーズ船の寄港する港湾数100港」を目指す。				令和12年までに、「外国クルーズ船等の寄港する 港湾数150港」を目指す。	
	2) 船舶産業の更なる生産性向上や事業再編等を通じた事業基盤強化					
	船舶のサプライチェーンに関するリスク点検及び安定供給確保の取組					
	船舶の部品（エンジン、プロペラ、ソナー）の安定供給確保のための取組				船舶の部品（船体）の安定供給確保のための取組	
	④海洋科学技術の振興					
	1) 「経済安全保障重要技術育成プログラム」による研究開発の推進					
	2) 「AUV戦略」の策定		「AUV戦略」の実施			
	実証調査事業 ・実利用が見込まれる分野での実証試験（6件程度） ・利用時の課題抽出、分析、対応策検討				・実証試験の成果の普及 ・利用時の課題の共有	
	AUV官民PF等の官民協働体の運営（利用実証、ハード・ソフトの共通化・標準化等を通じた共通基盤の構築、 効率的・効果的な運用システムの実現、制度環境整備、企業活動促進、人材育成等）、フォローアップ					
	実利用を見据えた研究開発、制度環境の整備等					
AUVの実利用						



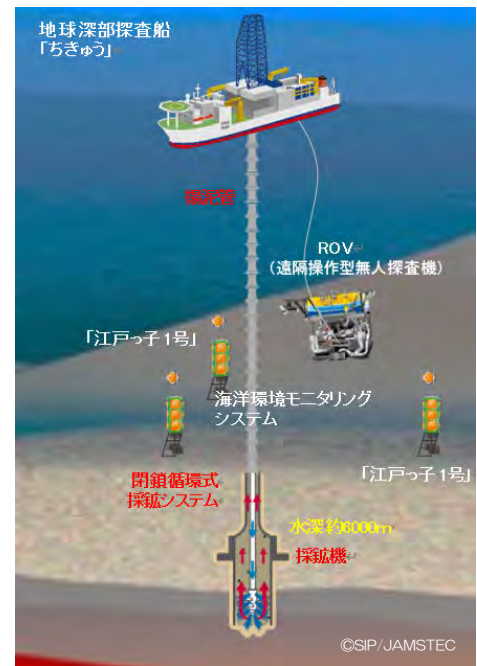
【令和7年度の取組】

ア 経済安全保障に資する取組の推進

①メタンハイドレートについて、令和6年8月、産業構造審議会 イノベーション・環境分科会 イノベーション小委員会評価ワーキンググループにおいて中間評価を実施。また、令和7年8月及び10月に外部専門家会合（メタンハイドレート開発実施検討会）において、生産技術の開発やメタンハイドレートが濃集していると考えられるエリアの抽出に係るデータ解析、環境影響評価といった現在の研究開発フェーズ（～令和7年度）の取組内容について意見をいただくとともに、進捗の確認・方向性の見直しを行った。海底熱水鉱床、コバルトリッチクラスト、マンガン団塊については、令和7年2月に専門家会議を開催し、令和8年度の資源量調査計画につい

て、データの把握の手法の提案を受け、データの見直しや調査計画への反映を行った。また、採鉱・揚鉱及び選鉱・製錬の技術検討、環境調査等の計画についても同様に専門家の意見の反映を行った。（経済産業省）

・南鳥島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥に関し、第3期 SIP においてこれまで開発してきた採鉱システムを用いて、初めて水深約 6,000m の海底よりレアアース泥を船上に引き揚げること成功し、同システムの健全性を確認した。（内閣府）



採鉱システム概念図
（提供：SIP/JAMSTEC）

②海上輸送の確保のため、

1)「日本船舶及び船員の確保に関する基本方針」において、外航日本船舶の隻数については令和5年度からの5年間で1.25倍に、外航日本人船員の人数については平成30年度からの10年間で1.5倍に増加させることを目標としているところ、トン数標準税制、国際船舶制度及び日本籍船化に係る手続き面の改善等を通じ、日本船舶・日本人船員の確保に取り組んだ。また、令和8年度税制改正要望において、船舶に係る特別償却制度については、要件を一部見直しの上で特例措置が令和11年3月31日まで延長され、船舶に係る買換特例制度については、現行の措置が令和11年3月31日まで延長された。（国土交通省）

・令和8年2月28日に始まったイスラエル及び米国とイランとの攻撃の応酬によりホルムズ海峡が実質的に封鎖されたことを受け、ペルシャ湾内の日本関係船舶に対し、港湾・製油所等の沿岸地域も含めた被害の状況等の情報提供を行うなど、日本関係船舶、とりわけ船員の安全確保に努めた。また、3月に開催された国際海事機関（IMO）の理事会において、日本が主導した提案を基に、IMO事務局長に対し、関係当局と協力して、船舶・船員の安全な避難を可能とする枠組み構築のための措置を速やかに講じることを要請する旨が決定された。（国土交通省）

2)「エコシップ・モーダルシフト事業」において、モーダルシフトに貢献する事業者を「エコシップマーク認定事業者」として認定し、革新的な取組等により最も貢献度が高かったと認められる事業者を「海運モーダルシフト大賞」として表彰した。また、フェリー、RORO船、コンテナ船の積載率や、船舶の利用方法やメリット等を掲載した「モーダルシフトにおける内航海運の利用検討ガイド」、発着地・発着時刻等をまとめた「航路情報一覧」の公表等、「内航未来創造プラン」全体の指標の達成に向け、着実に取組を実施した。さらに、内航海運における「取引環境改善」、「生産性向上」に向け、引き続き荷主企業・内航海運業者・行政から構成される「安定・効率輸送協議会」及び「内航海運と荷主との連携強化に関する懇談会」を開催し、運賃・用船料等算出の「標準的な考え方」を策定するとともに、「内航海運業者と荷主との連携強化のためのガイドライン」の改定を行ってその内容を反映し、それぞれ周知した。（国土交通省）

3) 令和6年2月に公表を行った「新しい国際コンテナ戦略港湾政策の進め方検討委員会 最終とりまとめ」にて示した施策の方向性を踏まえ、「集貨」、「創貨」、「競争力強化」の取組として、効率的な一体利用の推進や大水深・大規模コンテナターミナルの形成などの取組を行った。(国土交通省)

③海洋産業の国際競争力の強化

1) クルーズ船受入に関するハード・ソフト両面からの支援、クルーズ船寄港の地域経済効果を最大化させる取組として上質な寄港地観光の造成に向けた意見交換会等を行った。(国土交通省)

2) 造船・船用工業の国際競争力強化に資する取組として、デジタル技術を活用して船舶産業の生産性向上を図るため、令和7年度において、DXオートメーション補助金により7件の事業を支援した。「経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律」(経済安全保障推進法)に基づき、特定重要物資に指定された船舶用機関(エンジン)・航海用具(ソナー)・推進器(プロペラ)の安定的な供給体制の確保を図るため、令和7年度末時点で10件の供給確保計画を認定し、設備投資に必要な支援を実施した。新燃料船等に対応する専門人材の確保・育成に向けた調査を実施した。また、海事産業強化法に基づく計画認定制度について、造船・船用工業事業者による生産性向上や事業再編等を盛り込んだ事業基盤強化計画を令和7年度は19件、令和7年度末までの累計で48件(67社)認定し、造船業・船用工業の事業基盤強化等を支援した。令和7年12月、国民生活や経済安全保障を支える我が国造船業を再生するため、2035年における船舶建造能力の目標やその実現に必要な取組等を盛り込んだ「造船業再生ロードマップ」を策定した。本ロードマップに基づき、船舶建造の各工程で利用可能なAI造船ロボットや当該ロボットを最大限活用するためのAIシミュレーション基盤等の開発に着手した。また、経済安全保障推進法に基づき、「船体」を新たに特定重要物資に指定し、造船業再生基金を造成した。(国土交通省)

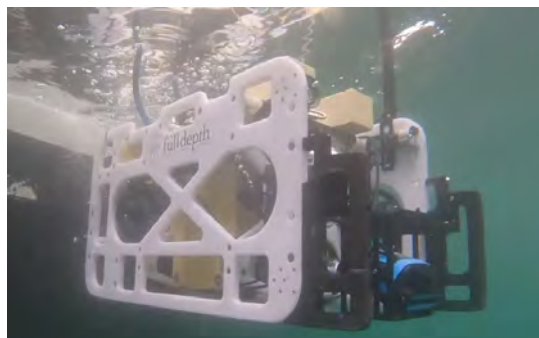
・経済安全保障推進法に基づき、「経済安全保障重要技術育成プログラム(K Program)」において採択された「デジタル技術を用いた高性能次世代船舶開発技術」に関する研究開発事業を令和7年10月に開始した。(文部科学省、内閣府)

・いち早い商用化に向けて、日中韓が競争を繰り広げるゼロエミッション船に関し、環境省と国土交通省の連携事業である「ゼロエミッション船等の建造促進事業」において、ゼロエミッション船等の建造に必要となるエンジン、燃料タンク、燃料供給システム等の生産設備及びそれらの機器等を船舶に搭載するための設備等の整備への支援として令和7年度までに30件の事業を採択した。(国土交通省、環境省)

④海洋科学技術の振興について、

1) 経済安全保障重要技術育成プログラムにおいて、研究開発ビジョン(第一次及び第二次)に示されたAUV、船舶向け通信衛星システム(衛星VDES)、先端センシング技術、量子航法・センシング、海中無線通信技術、船舶DX、の海洋領域全ての案件について、研究開発を開始していることに加え、経済安全保障推進法に基づく指定基金協議会も順次設置し、社会実装を目指した伴走支援を行った。(内閣府)

2) AUV 戦略の方針に沿って、前年度に引き続き、AUV の利活用が期待される場面での実証試験を実施することで、社会実装に向けた制度環境の整備や、より実用的な製品の開発等につなげることを目的とする、実証試験を実施した。令和7年度においては、AUV 関連産業の発展の道筋を明らかにすることに焦点を当て、洋上風力発電施設の維持管理モデル構築、その他利用用途ビジネスモデル構築、2つのカテゴリーの実証試験の目標を設定し、実証試験と AUV 官民プラットフォームの活動と連動させることにより、AUV の社会実装に向けた取組をより効果的・効率的に推進する旨として実施した。(内閣府)



実証事業の様子

・官民の議論の場である「AUV 官民プラットフォーム (AUV 官民 PF)」等において、実際の利用用途を想定した際の AUV などの導入効果の試算などを通じて、開発目標、事業モデル構築に必要な情報取得等に取り組み、出口戦略を含む今後の方向性の具体化等が図られた。(内閣府)

イ 海洋状況把握 (MDA) 能力の強化

1) 情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像を「海しる」(政府部内用)へ提供した。(内閣官房)

1)、4)「我が国の海洋状況把握 (MDA) 構想 (令和5年12月)」に基づき、MDA の能力強化に向けた情報の集約・共有体制の強化に取り組んだ。(内閣府、外務省、農林水産省、国土交通省、防衛省)

1)、5) 宇宙開発利用加速化戦略プログラム(「衛星データ等を活用したAI分析技術開発」)により開発された分析技術を用いた海洋監視システムを内閣府において「船舶警戒監視システム」として運用を開始した。また、同システムの全ユーザーに対してアンケートを実施し、システムの利便性向上を図った。(内閣府)

2) 海上自衛隊の艦艇5隻(護衛艦2隻、潜水艦1隻、海洋観測艦1隻、音響測定艦1隻)、航空機7機(固定翼哨戒機6機、救難飛行艇1機)を就役させた。(防衛省)



海洋観測艦「あかし」
(提供：海上自衛隊 HP)



救難飛行艇「US-2」
(提供：海上自衛隊 HP)

・令和7年4月1日より北九州空港を運用拠点として無操縦者航空機の本格運用を開始し、同年度中に5機体制にすることにより更なる海洋監視体制の強化を図った。（国土交通省）



北九州空港に配備された無操縦者航空機（提供：海上保安庁）

3) 漁海況モデル構築のための水温情報の取得、赤潮移流過程の状況把握等に加えて、水温情報から予測される漁場位置推定と IUU 漁業を含む外国漁船の動向把握について衛星情報を用いて行った。さらに、JAXA とは、いぶき GW の打ち上げなど最新の状況も踏まえて、衛星情報の海況監視や気候変動観測への活用に関する意見交換を行った。（農林水産省）

5) 「我が国の海洋状況把握（MDA）構想（R5.12）」に基づき、関係省庁の密接な情報交換・共有や海洋状況表示システム「海しる」について、海域の利用等に資する情報の新規掲載や API 提供情報の充実に取り組むとともに、機能強化に向けたシステム改修を行った。（内閣官房、内閣府、国土交通省）



海洋状況表示システム「海しる」の概要
（提供：海上保安庁）

6) ADMM プラスや WPNS をはじめとした多国間枠組の取組が進展しており、安全保障・防衛分野における協力・交流の重要な基盤として、地域における多国間の協力強化に取り組んだ。（防衛省）

・日米豪印の「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）」と協調し、インド太平洋諸国の MDA 能力構築支援を実施した。（外務省）

・日仏間、日米間における覚書等に基づき、MDA に関する情報共有を実施した。また、同盟国・同志国等との MDA に関する情報共有体制及び連携強化のための協議を実施した。（国土交通省）

・同盟国・同志国と連携して、国際会議において海における法の支配の重要性を発信した。（外務省）

・同盟国・同志国等との MDA 連携を推進する方策について、国内外の関係省庁・機関と意見交換を実施した。（内閣府）

・フィリピン、カナダ、太平洋島嶼国地域において、将来の国際連携に向けた MDA 実態調査を実施した。（内閣府）

7) 政府安全保障能力強化支援（OSA）を通じたシーレーン沿岸国軍への沿岸監視レーダー、警備艇等の供与を決定。また、政府開発援助（ODA）を通じた沿岸国海上保安機関への巡視船・

警備艇等の供与、能力構築支援を実施中。さらに、日米豪印で取り組む「海洋状況把握のためのインド太平洋パートナーシップ（IPMDA）」と協調し、インド太平洋のシーレーン沿岸国等に対するMDAや法執行能力強化のための訓練等を実施したほか、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等の国際機関とも連携・協力し、第三国への能力構築支援等を実施した。（外務省）

・国連薬物・犯罪事務所（UNODC）からの業務協力依頼を受け、マレーシア、フィジー、タイ、インドネシアで開催するMDA研修に講師として職員を派遣し、MDA能力向上支援を行った。また、本年度から始まったJICA課題別研修「日本における海洋状況把握（MDA）」に協力する形で講師を派遣し、MDA能力向上支援を行った。（国土交通省）

【コラム】水上無人機（USV）コンステレーション

株式会社 Oceanic Constellations（鎌倉市）では、宇宙空間で複数の人工衛星がネットワークを形成する衛星コンステレーションのように、複数の小型水上無人機（USV）を、群制御技術により連携・協調して動作させる「海の衛星群®」（USVコンステレーション）の開発・実用化に取り組んでいます。このシステムでは、複数のUSVが広大な海域を自律航行し、リアルタイムでモニターしながら半年以上継続した長期間にわたる海洋観測が可能となります。

USVの機体を保有・運用し、顧客に対して取得した観測データを提供する同社のサービスモデルは、海洋資源開発、洋上風力発電、宇宙開発（洋上射場・回収）、海洋安全保障、沿岸防災、海難救助、密漁監視等、様々な分野において活用されることが期待されています。



自律航行による密漁監視中の試作機/鎌倉沖
（提供：株式会社 Oceanic Constellations）

ウ 国境離島の保全・管理

1) 国境離島の状況把握に資するよう、情報収集衛星で収集した画像に所要の加工処理を行った衛星画像を内閣府へ提供した。（内閣官房）

・南鳥島周辺海域で賦存が確認されているレアアース泥に関し、第3期 SIP においてこれまで開発してきた採鉱システムを用いて、初めて水深約 6,000m の海底よりレアアース泥を船上に引き揚げることに成功し、同システムの健全性を確認した。（内閣府）

・特定離島である南鳥島について、SIP による採鉱・揚泥試験2の実施に向けて、関係省庁との調整等を実施するとともに、南鳥島現地での各種調査（地形、土質、水環境、動植物）等を実施した。（内閣府）

- ・国境離島の空中写真・衛星画像等の取得・収集を行うとともに、重点的な確認が必要な国境離島について航空レーザ測量により詳細な状況把握を実施した。（内閣府）

- ・空中写真及び情報収集衛星等の活用により国境離島の状況を確認するとともに、国境離島の適切な保全・管理に資する関係省庁の取組について、情報共有・集約を行った。（内閣官房、内閣府、文部科学省、農林水産省、国土交通省、環境省、防衛省）

- ・測量用航空機等による国境離島の空中写真撮影及び大島（北海道松前郡松前町）、口永良部島（鹿児島県熊毛郡屋久島町）における三角点の改測を実施した。（国土交通省）



測量用航空機「くにかぜ」による観測作業
（提供：国土地理院）



西之島の空中写真
（提供：国土地理院）

2) 有人国境離島法に基づく「有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する基本的な方針」に則り、特定有人国境離島地域社会維持推進交付金等の活用、離島のガソリン流通コスト対策事業、高度・多様な職業訓練機会の確保、港湾の整備、有人国境離島地域における部隊の増強等により、地域社会維持及び地域保全に努めた。（内閣官房、内閣府、総務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、防衛省）